



第564号 令和7年7月1日
発行所 京都市学校医会
京都市中京区間之町通竹屋町下ル
楠町601-1 こどもみらい館2階
TEL (075) 256-0351
FAX (075) 241-3568
発行人 井本雅美

夏の暑い教室

会 長 井 本 雅 美

大阪管区気象台は6月27日、「近畿地方が梅雨明けしたとみられる」と発表、確定すれば、統計を取り始めた1951年以降最も早く、6月中の梅雨明けは初めてとなり、祇園祭が始まる前に梅雨が明けてしまいました。また、今年の梅雨の期間は6月9日から26日までの18日間となり、最も短かった1958年に次ぐ短さとなるそうです。

早い梅雨明けと共に、いきなり夏本番がやってきました。

日本の多くの校舎は南側に窓があり、北側に黒板、東側に廊下という作りになっています。教室の窓が左側に設置されるようになったのは明治時代で、明治28年に文部省が「学校建築図説明及び設計大要」を作り、①教室の形状は長方形 ②教室の窓の向きは南または西南、東南 ③外からの光が生徒の左側から入るようにする、といったルールを決めました。当時照明器具が十分ではなかったために外からの明かりを取り入れる必要があり、一年を通して日照時間の長い南側に窓を設け、また左側から光が入るよというのは右利きの人が多いからと言われます。

南側に窓がある教室は、特に最上階の教室では夏の暑さが厳しく、エアコンをつけていても、昼間28度以下にならないという声を聞きます。

京都市では、2006年（平成18年）8月24日に小・

中学校の冷房化推進事業が完了しておりますが、それから20年以上経過しています。夏の気温の上昇に加えて、エアコンの老朽化、実際に完全に壊れて使えなくなっている教室も出てきているようです。

エアコンの取り替えを進めると共に、暑い時期における子どもたちの過ごし方（時間割や夏休み期間の変更、リモート学習など）についても、考えていかなければならないかもしれませんが、どれも簡単なことではありません。

学校における熱中症予防対策として、暑さ指数（WBGT）測定装置の値が、屋外の体育の授業や休み時間の外遊び、部活動の実施の目安となっています。教室内の環境測定、環境改善については日頃から取り組まれています。特に夏場の教室内の暑さ対策について積極的に取り組んでいく必要があります。また、定期的な水分・塩分補給や休憩時間の確保、体調不良者の速やかな発見・対応、緊急時のマニュアルなどの確認も必要です。

労働安全衛生法の動きとしては、本年6月1日より労働安全衛生規則が改正され、事業者は、熱中症のリスクがある作業を行う場合、熱中症対策（①体制整備 ②手順作成 ③関係者への周知）が義務化されるようになりました。

まだまだ厳しい暑さは続きます。長期夏休みが欲しいです、できれば10月頃まで。

昨年に引き続き、今年も定期健診についてのアンケートを実施します

同封のアンケートにご回答の上、FAXお願いいたします

岡田先生の御講演「発達障害のある子どもたちと 教育の役割」を拝聴して ～その1～

乾隆小学校医 八 田 佐知子

令和7年度京都市学校医会研修会は6月28日土曜日、奈良県立医科大学精神医学講座教授の岡田俊先生をお招きしてWeb配信で実施いたしました。

岡田先生は京都大学医学部附属病院、光愛病院、名古屋大学医学部附属病院、東京の国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所に御勤務の後、現職でいらっしゃいますが、京都市の4つの総合支援学校の学校医を20年以上御勤続なさっています。今回「発達障害のある子どもたちと教育の役割」というテーマで御講演頂きました。最初に、発達障害という概念の歴史から始まりました。1枚目のスライドから私には不勉強な部分だったので、後から調べたことをつけ加えながら振り返ります。「発達障害」という用語は1960年代にアメリカ合衆国の法律用語として誕生し、日本に入ってきたのは1970年代初めです。福祉的概念として出発した「発達障害」は「広義の発達障害」①知的障害を含む包括的な障害概念②中途障害とは質が異なり、「知的障害」を中核とした、生涯に渡りさまざまな支援が必要な状態、であり

- ・知的（発達）障害
- ・生得的な運動発達障害（身体障害）例）脳性麻痺など
- ・広汎性発達障害
- ・学習障害
- ・注意欠陥多動障害（ADHD）及びその関連障害
- ・協調性運動の障害
- ・言語の障害など
- ・てんかん

上記を主体として、視覚障害、聴覚障害及び種々の健康障害（慢性疾患）の発達期における諸問題の一部も含む、というものでした。その後、自閉症や失語症を包含しています。1980年初版の国際障害分類が障害のマイナス面を分類する考え方であったことに対して2001年WHOで採択された国際生活機能分類は全ての人に関する分類となり、機能的障害は、ある健康状態の一部であったりそのひとつの表れであったりする、しかし必ずしも病気が存在しているとか、その人を病人とみなすべきだということを示すものではない、要するに誰にでも当てはまる可能性があるので、機能的制約という捉え方に広がり、支援ニーズという本人と社会の関係性を示す概念に発展しました。

日本では2004年に制定され2016年に改正された「発達障害者支援法」では「狭義の発達障害」といえる、「広義の発達障害」から知的障害と脳性麻痺とてんかんを除いた、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発症するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

「発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて」「関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に」「早期に診断」され、「早期の発達支援」を受けることができ「切れ目のない支援」が提供され「地域社会において他の人々と共生することを妨げられ」ないことを旨として行なわれなければならない。

能力の凸凹に発達障害の診断を行い、日常生活での本人の困難それを取りまく人達の困難への支援にシフトしてきました。

社会とのアンマッチな困難に焦点を当てるのが大切なのです。

自閉スペクトラム症有病率の増加は発達障害の人々の不適応を浮き彫りにする社会状況の変化の現れであると言えます。

神経発達症群は神経生物学的側面（医学）＝特性と心理社会的側面（福祉）＝困難のバランスで心理社会的側面での困難の比重が重くなっている場合を発達障害と捉えるとすれば連続性のある概念であり誰もが程度によりますが当てはまる可能性のあるものです。

とりまく環境のなかで困っているか困っていないか、そこに重点を置き、どのように解決するのが鍵となるのだとすれば、関わる人々の対応が解決策となるのだということがわかります。

ここまででまだ序の口なのですが、もう1,500字を超えてしまいました、許されるなら次回に続きます。

参考：発達障害者支援法 2016年8月1日施行
東京都健康医療局ホームページ

第一章 発達障害とは
厚生労働省ホームページ「国際生活機能分類－国際障害分類改訂版－」（日本語版）の厚生労働省ホームページ掲載について

京都市学校医会 西京支部会報告

西京支部長 松 崎 恒 一

早くも梅雨が明け、夏本番を感じさせる陽気が続いています。皆様いかがお過ごしでしょうか。公手修一前支部長の後任として令和7年4月より西京支部長に就任した檜原小学校校医の松崎恒一です。

公手前支部長の任期中は、コロナ禍で京都市学校医会におきましても対面での意見交換が出来ませんでしたが、令和6年からは学校医会も各支部との懇談会による意見交換を再開しています。そこで西京支部会は、山内英子副会長の提案もあって、6月29日(日)、嵐山吉兆にて、井本雅美会長をお招きし、着衣問題などの学校健診に関する諸問題について、16名の西京学校医とともに活発な意見交換を行いました。

まず学校健診に関する私的な経験から申し上げます。令和5年10月開催の檜原小学校保健委員会において、PTA役員から、学校健診において上半身全て脱衣することに抵抗があるとの意見がありました。『異性の医師に裸を見られたくない』と女子児童の保護者や生徒から不安の声が上がっていると発言されました。学校側からも『小学生は傷つきやすい年代であるので、体だけではなく心の健康にも配慮して欲しい。加えて、男子にも着衣で実施して下さい』と要望されました。また当時、学校健診における脱衣を伴う診察が『不快感を持たせるような診察行為』として問題視され、一部自治体において署名活動に発展するなど社会問題となっていました。

そんな折、令和6年文部科学省は『児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について』を、全国の教育委員会などに発出しました。文書では『児童生徒のプライバシー保護に配慮を行い、児童生徒の心情も考慮して実施することが大切。併せて、適切、正確な診察を実施することも重要

で、疾患を発見できず治療の機会を逸すること、ひいては学校生活に支障をきたすことがあってはならない』と学校健診の意義も同時に強調されました。『原則着衣』について文部科学省は『必ずしも常時、体操服やタオルで体を覆うことを求めるものではない。具体的にどうするかは各学校に任せている』と説明しています。

そこで今回の支部会で井本会長は、西京区内の学校健診において脱衣を伴う診察が、どのように行われていたか、アンケートへの協力をお願いされました。このアンケート結果は、井本会長から改めて報告される予定です。併せて、井本会長からカメラ付き携帯を上着のポケットなど外から見える場所に入れないよう扱いに注意することや、言葉遣いや発言内容に気を配るよう要望されました。

参加した学校医による意見交換を通して、定期健康診断で学校の対応に差が生じていることが明らかになりました。着衣で健診を行うには、適切に着衣をめくするなど教職員の協力が必要ですが、一部の学校で教職員の介助が不十分であるとの報告がありました。

文部科学省の通知を受けて体操服やタオルで胸を隠すなど児童生徒の心情への配慮が進んでいるようですが、学校医から『体操服の下から聴診器を入れて診察する。心音を聴く際は服を引っ張って下から聴診器を入れ、背骨のゆがみを見る際は後ろ向きの状態で服を首元までめくり上げて診察している』等、学校健診時の工夫が紹介されました。一方、国で統一したルールがない中、学校医らから着衣で健診を行うことに慎重な意見がありました。ある循環器内科医は、聴診への影響を『病気になる心雑音は音量がとても小さく、騒々しい場で服の上から聴診しても聞き取れない』と問題提起されました。また脱衣の有無は、脊柱側彎症の早期発見に大きな影響を与えます。他自治体の学校健診での事例ですが、下着を着けたまま背中を確認した後、学校健診で見落とされたとして元生徒が学校側に対し控訴を起こすケースがあり、整形外科専門医以外の学校医にとっては大変なプレッシャーとなっているようでした。

以上、『原則着衣で、できる限り見落としのない健診を行う』という通知によって、学校医は、それまでの健診方法と異なることになり、戸惑いを感じ



ていることが、浮き彫りになりました。学校医の主体である内科・小児科医の負担軽減を図り、側彎症検診の被患率の格差をなくす目的で、専用機器の取り入れや、整形外科医の学校医参加が一部自治体で行われています。加えて、兵庫県加古川市の中学校

では、生徒と同性の医師が健診されています。京都市の学校健診においても、このような様々な対策が施行されることを願っています。

これからも暑い日が続きますが、くれぐれも体調にはお気をつけ下さい。

第 3 回 常任理事会

令和 7 年 7 月 5 日 於 事務局

出席者 井本会長、山内副会長、安野専務理事、大久保・小森・西村・守上各常任理事、
平杉耳鼻咽喉科専門医会学校保健担当理事、林議長、長村・杉本監事

会長挨拶

<報告事項>

1. 成長曲線活用委員会
中学校 4 名 松尾先生
小学校 2 名 木崎顧問
2. ツベルクリン反応検査
接種 6 / 9、判定 6 / 11
於：京都市総合教育センター 安野
接種 6 / 10、判定 6 / 12
於：元有済小学校 大久保
3. 精神衛生研究会 6 / 12
4. 色覚相談 6 / 17、7 / 1 各 2 名
5. ワンポイント相談 6 / 19 1 名
杉本、有井顧問
6. 三師会 6 / 21 於：天喜
井本・山内・安野、平杉先生
7. 令和 7 年度京都市学校医会研修会 6 / 28
WEB
講演「発達障害のある子どもたちと教育の役割」
奈良県立医科大学精神医学講座
教授 岡田俊先生、八田座長、杉本、有井顧問
参加者 78 名
8. 西京支部会 6 / 29 於：吉兆 井本
9. 校医ニュースにアンケートを同封の件
10. その他

<協議事項>

1. 市教委との懇談会 7 / 12 17 : 00 ~
於：斎阿うん
2. 全理事会について 8 / 2 17 : 00 ~
於：デュシタニ京都へ会場変更

3. 養研との懇談会について 9 / 27 17 : 00 ~
於：二代目平わ
4. 第 56 回全国学校保健・学校医大会 in 神奈川について
5. 新任校医研修会について 令和 8 年 3 月 19 日
6. 水泳授業の帽子について
7. その他

<関連学会・各種協議>

1. 京都市学校保健会 理事会・評議委員会
7 / 8 於：京都市総合教育センター 井本
2. 色覚相談 7 / 15、8 / 5 各 2 名
3. 精神衛生研究会 7 / 10 14 : 00 ~
於：事務局
4. 市教委との懇談会 7 / 12 17 : 00 ~
於：斎阿うん
5. 第 76 回指定都市学校保健協議会・学校医研修会
7 / 20 14 : 00 ~ 於：江陽グランドホテル
井本・山内・長村・杉本、有井・奥村・鈴木顧問
6. 第 76 回指定都市学校保健協議会 7 / 21
9 : 30 ~ 於：仙台国際センター展示棟
井本・山内・長村・杉本、有井・奥村顧問
7. 第 36 回水泳記録会 7 / 28 出務なし
8. 第 47 回近畿学校保健連絡協議会 7 / 31
13 : 30 ~ 於：神戸市立東灘区文化センター
(うはらホール) 井本
9. 全理事会 8 / 2 17 : 00 ~
於：デュシタニ京都
10. その他